

議会監査請求に基づく監査結果の報告

第1 監査対象

琴浦町が行っている同和対策事業・事務の運用状況

第2 監査の期間

令和元年7月11日から令和元年8月14日まで

第3 監査の方法

監査の方法は、担当課にあらかじめ監査に必要な関係書類の提出を求めるとともに、説明の聴取を行った。また、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金交付団体の出納その他の事務執行で補助金に係るものの監査として、監査対象団体に出向き関係者から聴き取りを行った。

第4 事情聴取した職員等

- (1) 人権・同和教育課長
- (2) 同 担当者
- (3) 総務課長
- (4) 部落解放同盟琴浦町協議会議長
- (5) 監査委員事務局長

第5 監査請求対象事項（要旨）

1. 琴浦町が行っている同和対策事業・事務の運用状況について

(1) 同和対策事業について

一般対策としての同和対策事業

(監査請求抜粋)

国と地方が責務として多額の予算を投入することにより、劣悪であった環境の改善などが劇的に進み、地方自治体の責務である住民福祉の増進は一般対策として対象地域を区切るのではなく平等・公平に行われることを旨とするようになった。然るに我が琴浦町においては同和対策の一般化が遅々として進まず、行政機構として「人権・同和教育課」が存続し、固定資産税の減免が、議会の機関意思としての「廃止決議」の議決にかかわらず継続され、法的根拠のない「生活相談員」や「文化センター（隣保館）館長」、「人権教育推進員」も設置されている。これらは法的根拠がないために貴重な自主財源でまかなわれており各地区公民館と比べても不平等・不公正の一因となっている。

(2) 部落解放同盟琴浦町協議会への補助金支出について

補助金の適正な支出

(監査請求抜粋)

運動団体である「部落解放同盟琴浦町協議会」に対して多額の補助金が毎年交付されている。そもそも部落解放同盟は規約上の「会員」及び「会費」で運営されるものと考えますが、適正な補助金の支出となっていて町民の理解が得られる使い方になっているのか監査によって明らかにされるべきである。

(3) 住宅新築資金等貸付事業について

住宅新築資金等貸付事業特別会計を閉鎖する工程についての監査委員見解

(監査請求抜粋)

同和地区の住宅環境の改善の為に取組みされた「住宅新築資金」の償還期限が目前に迫っている。個人資産である住宅及び宅地の多額の未払い金があるが、貸付条例に基づく破綻処理スキームも駆使した特別会計を閉鎖する工程について監査委員の見解を明らかにすべきときにきているのではないか。

第6 監査結果

1. 事実関係の確認

(1) 同和対策事業について

琴浦町同和対策事業の経緯

同和対策にかかわる「特別措置法」は、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」を受けて成立した「同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号、昭和57年3月31日失効）」から始まり、「地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号、昭和62年3月31日失効）」を経て、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）」（以下地対財特法）が成立し、同法も平成14年3月31日をもって失効している。

平成8（1996）年に国の地域改善対策協議会が行った意見具申（以下地対協意見具申）には、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に政策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とあり、平成13（2001）年に総務省大臣官房地域改善対策室担当課長より「全国都道府県企画担当課長会議」において配布された資料（以下総務省見解）では、特別対策失効に伴い「同和地区・同和関係者に対象を限定して実施してきた特別対策」を基本的には終了し、法失効後の同和施策ニーズについては「他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めたうえで、所要の一般対策を講じることによって対応」することとしている。

国においては、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（28年法律第109号）」（以下「部落差別解消推進法」）が成立し、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務を明記している。

本町においては、平成16(2004)年9月の琴浦町誕生と同時に、すべての町民に基本的人権を保障し、町民一人ひとりの参加による、差別のない住みよいまちづくりの実現をめざし、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が制定された。

また、平成17(2005)年12月にすべての行政分野において総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための基本方針を示す「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、これを具体化するため平成19(2007)年3月に「同 実施計画（前期分）」、平成23(2011)年3月に「同実施計画（後期分）」をそれぞれ策定し、人権尊重を町政の基軸とした諸施策を推進されてきた。10年間の計画期間が終了するにあたり、平成29年3月第2次総合計画を策定し現在に至っている。

(2) 部落解放同盟琴浦町協議会への補助金支出について

部落解放同盟琴浦町協議会概要と町の補助金額

部落解放同盟琴浦町協議会は、部落の完全解放、真に人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的に、琴浦町内の各支部を持って構成され、中央本部及び県連・中部地協の決定した方針に基づいて、町内の解放運動を推進するための諸活動を行っている団体である。

会員は、本会の要綱、規約を承認した部落住民・部落出身者で構成され、会費、町補助金、参加負担金等の収入をもって活動している。

琴浦町の補助金 180万円（平成30年度予算）

(3) 住宅新築資金等貸付事業について

住宅新築資金等貸付事業特別会計の経過及び現状

住宅新築資金等貸付条例は、旧東伯町・赤碕町（昭和52年4月）時代に歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備、改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸し付けを目的に制定されたものである。

貸付期間は、最長25年間。貸付金額の上限は、貸付の区分によって異なり新築資金であれば720万円、改修資金は430万円、宅地取得資金は550万円以下であった。

貸付金利は、貸付時期により変動するが、当初2.0%、最終的には3.5%であった。以来、改正を重ね、平成9年6月に廃止された。

琴浦町での貸付金総額は、27億2,939万4千円、（貸付件数、新築286件 15億8,922万円、改修322件 4億8,427万4千円、宅地242件 6億5,590万円）である。

貸付の財源は、起債20億4,700万円及び国の補助金4分の1によるものである。現在は、貸付金償還事務が行われており、令和2年度に最終償還を迎えることとなっている。

現在、過年度分の滞納が1億4,312万7千円（滞納件数64件）、償還期日未到来508万1千円となっている。なお、借受人の滞納によって、起債償還に充てるための資金が不足しており、平成24年度に、町一般会計から特別会計に6,000万円の貸付が行われた。現在は、借受人からの回収によって生じた余剰金から、町一般会計に、毎年度300万円程度の返済を行っている状況である。

滞納率は、当初貸付約27億円に対し、5.3%（貸付利息含む）となっている。

2. 監査意見

(1) 同和対策事業について

一般対策としての同和対策事業

本監査請求に、「地方自治体の責務である住民福祉の増進は一般対策として対象地域を区切るのではなく平等・公平に行われることを旨とするようになった。」「同和対策の一般化が遅々として進まず」とあることから、これは、対象地域を同和地区に限定せず、町全域に拡張した施策を行うことを一般化と表現していることが読み取れる。

しかし、平成14年3月に失効している地対財特法は、制定の趣旨として「この法律は、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。」としており、同法は、あくまで「財政上の特別措置」を定めた法律であると解され、同法失効後の同和対策事業継続の可否に言及したものではない、と判断する。また、前述の地対協意見具申や総

務省見解の解釈についても、同和施策の必要があれば、財政上の一般対策として施策を講じることと解することができ、対象地域を同和地区に限定しておこなう施策そのものを否定するものではないと判断する。

鳥取県においても、平成14年2月に「今後の同和対策のあり方」として、その基本的方向を示しており、「本県においては、「特別措置法」という「法」を根拠とした同和行政から、分権の時代にふさわしい地域の実情と課題に対応した、部落差別の実態を根拠とする同和行政を、今後推進していかなければならない。」としている。

他方地対財特法失効後の同和行政のあり方については、各自治体がそれぞれに基本的方針を示しており、同法により一定の成果をみたとして地域を限定した施策を廃止している自治体もある。

以上のことから、地対財特法の失効後の同和対策事業について、地域の実情とニーズに応じ一般財源により施行するかどうかという判断は、あくまでも各自治体に委ねられていると考える。

琴浦町の同和対策事業は、町において条例・規則・要綱等を定め推進されてきており、「部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の制定や、各種実態調査・総合計画を立案し、議会の承諾を得ながら施策を進められている。文化センター館長、生活相談員、人権教育推進員の設置についても、町条例・規則を定め、それに沿って運営されていることを確認している。また、財源として、文化センター館長報酬については国費が75%、生活相談員、人権教育推進員の報酬については県の交付金50%が充てられている。

地対財特法の失効後から今日まで実施されてきた同和対策事業について、町が必要性を判断し、議会承認を得たうえで実施されており、否定できるものではないと考える。

また、平成28年の部落差別解消推進法の成立以降は、国・地方自治体の責務も明記され、現在の同和対策事業についての法的裏づけとなっている。

一方で、施策を推進することで対象地域の環境・生活の改善が進むとともに、同和対策事業への町民意識の変化も考えられ、現在の実態に即した同和対策事業を実施するため、今後計画されている「町民意識調査」、「実態調査」を踏まえて、新たな施策を構築していくことが、施策の目標達成のための効果的な運用として望ましいと考える。

(2) 部落解放同盟琴浦町協議会への補助金支出について

補助金の適正な支出

部落解放同盟琴浦町協議会補助金交付要綱第2条に、補助金は「人権尊重社会の実現に向け、同和問題をはじめ、あらゆる差別の撤廃のために教育・啓発に関する研修や学習活動を行う部落解放同盟琴浦町協議会（以下「協議会」）を支援することにより、その円滑な実施を図ることを目的として交付する。」とある。

補助金の内容としては、

- 1) 補助事業者 部落解放同盟琴浦町協議会
- 2) 補助事業 同和問題をはじめ、あらゆる差別の撤廃のために全国及び県内で開催される各種大会への参加
- 3) 補助対象経費

- ア 旅費（交通費・宿泊費・日当等）
 - イ 参加費
 - ウ その他 町長が特に必要と認める経費
- 4) 限度額 180万円

このように、行政と同じく人権施策を推進する公益的な活動を目的としている団体であること、また事業計画書、事業報告書、決算書の検査により、補助金が目的と補助対象経費に合致して使用されていることを確認し、本補助金が補助金交付要綱に沿って、適正に支出されていると判断する。

また、補助金の使途については、差別撤廃を目的とした教育・啓発に関する研修会活動、調査審議に充てられており、団体の運営費については、会費で賄われていた。

しかしながら、町交付要綱にある180万円の算出につき、明確な根拠がなく、補助金の算出にあたって、町としての基本的方針や明確な指針を設定すべきと考える。

旅費の算出根拠についても、平成20（2008）年に作られた申し合わせ事項で処理されており、算出根拠となる規程等を設けて処理されたい。

また、実績報告書の研修旅費に算出誤り（手当て及び資料代の二重計上）が1件見受けられた。大会参加者からの復命書の提出がない等も改善の余地がある。

あらゆる差別の撤廃のために教育・啓発に関する研修や学習活動に積極的に参加されていることは、評価できるが、研修参加者の固定化に陥っていないか、また、会員のみでの研修参加で終わってしまっていないか等を逐次精査し、研修や学習活動の成果が更に上がる取り組みを行われたい。

併せて、補助金交付担当（人権・同和教育）課にあっては、その事務処理について適正な処理がなされるよう補助団体への指導を徹底されたい。

（3）住宅新築資金等貸付事業について

住宅新築資金等貸付事業特別会計を閉鎖する工程についての監査委員見解

住宅新築資金等貸付事業特別会計の閉鎖工程については、現在ある債権の管理・滞納金の徴収が前提であり、本監査では、滞納整理についての意見を述べるものとする。

償還事務については、人権・同和教育課が実施しており、滞納者、保証人に対しての督促等、償還に向けて努力しているところである。課題としては、借受人・保証人の高齢化による返済能力の低下。貸付当初の抵当権の設定等の不備。返済意思が薄い借入者の存在等である。更に、保証人が遠方のため、面談のための労力や旅費の発生など事務コストも増加している。

国は、「住宅新築資金等償還推進助成事業」を設け、市町村の円滑な償還事務を支援し同事業の実施に伴う市町村の負担軽減を図っている。

具体的には、日々の徴収業務に係る事務費や弁護士相談費用等の負担軽減制度が用意されている。更に、未償還の貸付金が回収できない場合、国県補助率75%で補填される制度も、この助成事業に含まれている。なお、75%の補填を受けるには、未償還金の滞納者が生活保護水準の収入しかなく、かつ差し押さえ財産が無い等、相応の条件が必要である。

本町では、昨年度亡くなられた方の相続人の了解を得て不動産を売却し、返済財源にあてた例もある。これは助成事業の制度によって、不足分75%の補填を受けられる可能性がある。

町はこれまで、保証人に対し積極的に請求等行ってこなかったが、「納付が途絶え、連絡がつかなくなった滞納者の保証人への債務通知を行った。」とのことである。また、「そのような滞納者については、裁判所を通じた請求（支払督促）を実施し、反応があった。」とのことである。

基本的に、公平性の面から債権放棄という立場をとらず、最後まで回収努力する姿勢が必要である。

一方、債権管理業務は多くの手続き・過程により構成され、債権毎・案件毎で適切な実施が求められる。また相応なスキルも必要になり、担当課の体制だけで今後継続するのは、担当者の裁量や力量に多くが委ねられ、負担も大きいと考える。また、私債権は、債権所管課が分かれているため、不能欠損処理に関する対応にばらつきが出やすいと思料する。

平成29年下期定期監査指摘事項に挙げたように、債権回収及び滞納整理の促進として、債権毎の困難案件と取り組みをその都度町長へ報告し、指示を仰ぐことを徹底すること、あるいは債権毎に方針を設けどこまで取り組むか等の目標を明確にすることが求められる。

琴浦町では、既に滞納整理部会を設け、滞納額縮減のための取り組みが行われてきている。

更に、平成30年度から徴収事務研修を庁内職員で実施しており、人材育成（スキルアップ）に努めておられることは評価できる。

今後の対応として、住宅新築資金等貸付金以外の滞納も含め担当課を超えた「滞納対策チーム」を編成する等ノウハウと情報を共有し、継続的で高度な業務推進を図るなど更なる滞納額縮減に努力されたい。

なお、滞納整理後の特別会計を閉鎖する工程（一般会計への移行、債権管理のためのその他事務組合の設立等）については、今後の町の政策に関わる事であり、執行部の判断に委ねたい。